

関係人口に関する国土交通省の取組について

令和7年5月

国土交通省 国土政策局

○ 新型コロナウイルス拡大前の関係人口は約2,000万人(全国の18歳以上の居住者の約2割)と推計。

関係人口
約2,078万人

- ・移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人
- ・地域や地域の人々との深い関わりを実現する暮らし方である「二地域居住等」を行う人も含む

関係人口(訪問系)
約1,827万人

日常生活圏、通勤圏、業務上の支社・営業所訪問等以外に定期的・継続的に関わりがある地域があり、かつ、訪問している人(単なる帰省などの地縁・血縁的な訪問者を除く)

地域との結びつき度の深さ

強

弱

直接寄与型

約628万人



- ・地域の産業創出
- ・地域づくりのプロジェクト企画・運営・協力
- ・マルシェへの出店

就労型
(現地就労)

約109万人



- ・地元企業での労働(地域における副業)
- ・農林水産業への就業やサポート

参加・交流型

約406万人



- ・地域の人との交流やイベント、体験プログラム等に参加

就労型
(テレワーク)

約181万人



- ・訪問地域外での本業や副業を訪問先で行う(テレワーク)

趣味・消費型

約500万人



- ・地域での消費活動や趣味活動を楽しむ

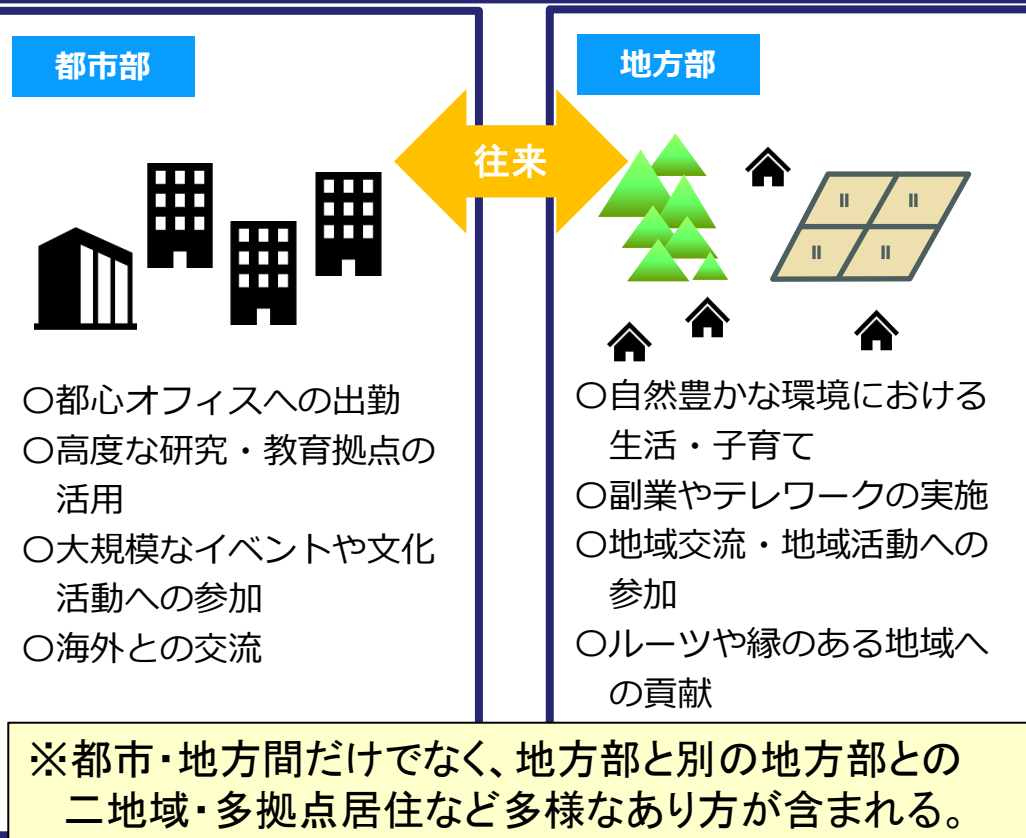
関係人口(非訪問系)
約251万人

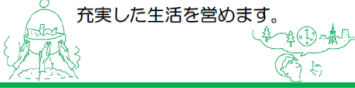


地域を訪問せず、ふるさと納税、クラウドファンディング、地場産品等購入、特定の地域の仕事の請け負い、情報発信、オンライン交流等を継続的に行っている人

二地域居住とは

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在
 - ・地方への人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
 - ・都市部も過密を避けつつ、国土全体の多様な自然資本・文化資本を活用し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
 - ・多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
 - ・自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する冗長性（リダンダンシー）の確保にも資する。



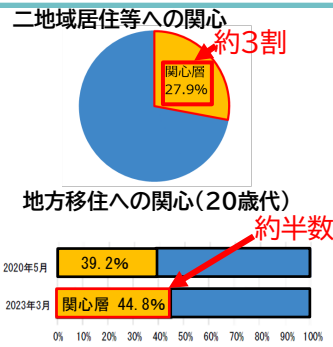
新しい体験・多様な体験 都市でも地方でも それぞれの地域の良さを享受できる 新たな出会いや体験が待っています 	新たなコミュニティに参加 今までいた場所では出会えなかった コミュニティに参加できるかもしれません。 多様な趣味のサークルや近所づきあいなど 貴重な人や場とのつながりが身近に。 
働き方・暮らし方・生き方の 充実や実現 自身の志向や感性に応じて時間や場所を 選択する生活スタイルの可能性があります。 地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーな どを日常的にもっと味わうことが可能になり、 充実した生活を営めます。 	地域に必要とされる存在・自己実現 自身の趣味や特技、培った経験を 多様な地域で発揮することで、 その地域の助けとなるとともに、 やりがいや生きがいにつながります。 
災害時等のいざというときの 避難場所として 日本はいつ災害に見舞われるか分からない 災害列島です。 二地域居住をしていれば、いざというときに 住み慣れた地域へ避難することができます。 	将来の移住に向けて 現在の拠点を残しながら、 別の地域での生活をお試し。 移住に比べて、かわりを残しながら、新た な生活スタイルを取り込めるのが良いところ。 

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

※令和6年5月15日成立。同年11月1日施行

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



法律の概要

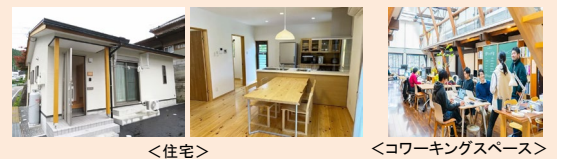
1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- ・ 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

- 都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)
- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
 - ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
 - ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
 - ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

- 市町村(特定居住促進計画)【新設】
- ✓ 特定居住促進計画の区域
 - ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
 - ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
 - ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
 - ▼整備イメージ



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能
- ※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI) ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件 ②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

二地域居住の促進に向けた取組イメージ



分野	予算(項目)	内容	R7当初予算
住まい	空き家対策総合支援事業	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	5,900百万円
	空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)		社会資本整備総合交付金 487,410 百万円の内数
	離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	
なりわい(仕事) コミュニティ	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	特定居住促進計画区域内でのコワーキングスペース等の整備に対する個別補助を創設(R6年度より)	59百万円
	地域の人事部支援事業(経産省)	支援要件の一つとして特定居住支援法人の取組であることを追加	300百万円
インフラ	広域連携事業(社会資本整備総合交付金)	交付金の対象に、二地域居住等の拠点施設に関連した都道府県による基盤整備を追加	社会資本整備総合交付金 487,410百万円の内数
	官民連携基盤整備推進調査費	特定居住促進計画において位置づけられた基盤整備の概略設計等について重点的に支援	331百万円
観光	第2のふるさとづくりプロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	新たな交流市場・観光資源の創出事業376百万円の内数
地域交通	「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	地域公共交通確保維持改善事業 32,600百万円の内数(R6補正)
地方創生	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(内閣府)	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	200,000百万円の内数
農山漁村	農山漁村振興交付金(農水省) ・ 地域資源活用価値創出対策 ・ 中山間地農業推進対策のうち 農村RMO形成推進事業 ・ 都市農業機能発揮対策	特定居住促進計画区域内における取組を重点的に支援	7,389百万円の内数

二地域居住等の促進のために必要な具体の対応については「8. 具体的な取組事項」で示したとおりであり、国土交通省においては、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、最大限の対応をすべき。

これらの対応に加え、二地域居住等の更なる促進を図るため、中長期的観点から、検討すべき課題がある。

●二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方

・高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要。

●地域における生活環境の整備

・地域交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育などの日常の暮らしに必要な生活サービスの提供が持続可能なものとなるよう、地域生活圏の形成の観点も踏まえ、引き続き検討が必要。

●二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

・二地域居住者等による納税等の負担や住民票等の地域との関わり方については、育児やゴミ収集などの行政サービスを受け、地域に広く受け入れられるようにする観点から、地域の意志決定への参画のあり方等も含めて更なる議論が必要。

- 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年5月）の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024（抜粋）

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

（令和7年度予算：10百万円）

- ・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

（令和6年度補正予算：300百万円・令和7年度予算：10百万円）

- ・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

（令和6年度補正予算：100百万円）

- ・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立
(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- 5者(官3・民2)が共同代表(任期1年)となり、全国1,060の団体(官:744/民:316)が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞ (令和7年4月1日時点)

○地方公共団体 744団体
・都道府県 45団体
・市区町村 699団体

○関係団体、民間事業者等 316団体
・移住等支援機関
・不動産関係団体
・全国版空き家・空き地バンク運営主体
・交通関係団体
・関連民間事業者
・関連メディア 等

- ・参加を希望する団体等が参加
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み受付中

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

共同代表(5者)

任期1年

- 長野県
- 和歌山県田辺市
- 栃木県那須町
- ANAホールディングス
- シェアリングエコノミー協会

専門部会

【主な活動内容】

- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討 等

- 共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】

- 名刺交換会
- シンポジウム
- セミナー 等



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム専門部会について

- 「全国二地域居住官民連携プラットフォーム」内に「①負担軽減部会」「②登録・地域関与部会」「③担い手・人材部会」「④教育部会」「⑤保育部会」の5つの専門部会を設置。※③、④及び⑤の専門部会は民間主導
- 官民が一体となって、二地域居住促進に関する「中長期的な観点から検討すべき課題」への具体的な対応方策を検討するとともに、予算的・制度的な政策提言を目指す。※5月下旬までの「(仮称)中間取りまとめの方向性」を想定

①負担軽減部会

事務局	栃木県那須町
検討テーマ	<u>二地域居住等に伴う諸費用の負担軽減のあり方</u>
自治体	和歌山県、埼玉県横瀬町、静岡県焼津市
民間	JAL、ANAHD、全国古民家再生協会、三井住友海上 等
協力(調整中)	国土交通省 等

②登録・地域関与部会

事務局	栃木県那須町
検討テーマ	<u>二地域居住者の登録・証明と地域への関わりの環境整備</u>
自治体	長野県、和歌山県田辺市、鳥取県北栄町
民間	雨風太陽、JTB、LIFULL、TOPPAN、アドレス、新経済連盟 等
協力(調整中)	国土交通省、総務省 等

③担い手・人材部会

民間主導

事務局	Another works
検討テーマ	<u>地域の担い手としての活用のあり方、企業・官公庁の人事制度のあり方等</u>
自治体	北海道厚真町、新潟県佐渡市、長野県塩尻市
民間	Another works、東京海上日動火災保険、三島信用金庫 等
協力(調整中)	国土交通省、経済産業省、農林水産省 等

④教育部会

民間主導

事務局	あわせ
検討テーマ	<u>就学児童・生徒を有する二地域居住者の受入れ促進に向けた制度や事業のあり方等</u>
自治体	山形県高畠町 等
民間	あわせ、利根沼田テクノアカデミー 等
協力(調整中)	国土交通省、文部科学省 等

⑤保育部会

民間主導

事務局	キッチハイク
検討テーマ	<u>未就学児童を有する二地域居住者の受入れ促進に向けた制度や事業のあり方等</u>
自治体(選定中)	北海道厚沢部町 等
民間(選定中)	キッチハイク 等
協力(調整中)	国土交通省、こども家庭庁 等

当面のスケジュール

①及び②の専門部会のスケジュール

- ①第1回 2月10日
第2回 3月12日
第3回 4月14日

- ②第1回 2月28日
第2回 3月19日
第3回 4月16日

(課題・論点の整理、議論)

5月中旬(予定)中間取りまとめの方向性
※③、④及び⑤の専門部会は、適宜開催